

# 予防接種の実施における説明と同意の取得について

## 現行制度

- 予防接種法に基づく予防接種については、本人に接種を受けるよう努力義務がかけられているが、**本人が16歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者に対して、接種を受けさせるよう必要な措置を講ずるよう努力義務がかけられている。**  
(予防接種法第9条)
- 予防接種法に基づく予防接種を行うに当たり、**あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。**  
(予防接種実施規則第5条の2)
- ここでいう「保護者」とは、「**親権を行う者又は後見人**」とされている。  
(予防接種法第2条第7項)

<参照条文>

■ 予防接種法（昭和23年法律第68号）

（定義）

第2条（略）

7 この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

（予防接種を受ける努力義務）

第9条 第5条第1項の規定による予防接種であるもの又は第6条第1項の規定による予防接種の対象者は、定期の予防接種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種（同条第3項に係るものを除く。）を受けよう努めなければならない。

2 前項の対象者が16歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者に定期の予防接種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種（第六条第三項に係るものを除く。）を受けさせるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

■ 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）

（説明と同意の取得）

第5条の2 予防接種を行うに当たつては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。

# 提案事項：法定予防接種の保護者同意要件の緩和

## 主な提案の内容

法定予防接種の保護者同意要件について、児童相談所一時保護児童、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、児童相談所長、施設長等の同意で可能とすること。

## 現行制度・検討方針

要望に対して、予防接種の実施における保護者の同意について、現行制度では以下の通り。

対象	現行制度での取扱い
<p>入所児童等で<b>保護者が行方不明により</b>、保護者と連絡が取れないもの</p>	<p><b>現行制度上可能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法において、入所児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、<u>親権を行う</u></li> <li>「親権を行う者又は未成年後見人のない」場合に、行方不明等の場合も含む</li> <li>そのため、この場合、施設長等が親権者となり、予防接種の実施に同意可能</li> </ul> <p>⇒この旨を通知等により速やかに明確化することとしたい。</p>
<p>入所児童等で<b>保護者の行方は分かるものの</b>、保護者と連絡が取れないもの</p>	<p><b>現行制度上不可</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法において、入所児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについて、<u>監護、教育及び懲戒に關し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる</u></li> <li>「監護」には予防接種も含まれる</li> <li>一方、<u>予防接種実施規則により保護者（親権を行う者又は後見人）の同意が必要</u></li> </ul> <p>⇒<b>要望を踏まえ、児童福祉行政を担っている方々に具体的な支障事例等について意見照会を行った上で、必要な省令改正等を行いたい。</b></p>

※ 虐待を行うなど親権者による児童の養育が不適切であり、かつ、正当な理由なく予防接種の実施の同意を拒むなどして児童の利益が害されているような場合には、親権停止の対象となり得るため、こうした場合には、児童相談所長が、親権停止宣告の申立と併せて、保全処分の申立をし、親権者の職務執行停止及び職務代行者の選任の手続をとることにより、職務代行者たる児童相談所長の同意により定期の予防接種を受けることは可能である。